

妊孕性温存治療とは

生殖機能に影響を与える恐れのあるがん治療を行う場合に、卵子、卵巣、精子、胚（受精卵）を凍結保存しておくことで、将来子どもを授かる可能性を残すことを目的とした治療です。

支援事業の内容

静岡県内の市町が県の補助を受けて実施するものです（政令市は単独実施）。妊孕性温存治療の精子、卵巣、卵巣組織の採取・凍結、胚（受精卵）の凍結に要する費用について、補助を受けられます。

補助上限金額は、精子の採取凍結が2万円、卵子、卵巣組織の採取・凍結または卵子の採取、胚（受精卵）の凍結が40万円です。凍結保存の維持管理費用は含まれません。

対象になる方

がん治療により生殖機能が低下する、または失う恐れがあると医師に判断されていて、妊孕性温存治療開始日の年齢が40歳未満の方が対象です。静岡県特定不妊治療費助成事業等による助成を受けている場合は対象となりません。

実施市町

支援事業は県内各市町毎の実施となっています。お住まいの市町の実施状況については、小児がん相談室にお尋ねください。

申請手続き

妊孕性温存治療終了後に、市町の保健センターに以下の書類により申請してください。

- 1 妊孕性温存治療費補助金交付申請書
- 2 妊孕性温存治療費補助金交付申請に関する証明書
 - (1) 温存治療実施医療機関用
 - (2) がん治療実施医療機関用
- 3 妊孕性温存治療費の領収書
- 4 申請者名義の通帳の写し など

支援事業の利用は1人につき1回までです。書類は市町の保健センターにあります。

申請に必要なものは市町によって異なりますので、あらかじめ保健センターに確認していただくようにお願いします。

手続きの流れ

1 がん治療病院で主治医、看護師から妊孕性温存についての説明を受けます。がん治療の影響により温存治療が必要で、温存治療の希望がある場合は、温存治療実施施設を紹介してもらいます。

2 市町の保健センターに、がん患者妊孕性温存治療支援事業の利用について相談をします。

3 妊孕性温存治療実施施設を受診して、温存治療の説明を受けます。温存治療を希望する場合は、治療を受け、治療費を支払います。

4 温存治療を受けたら、がん治療病院と温存治療実施施設で、若年がん患者妊孕性温存治療費助成事業の補助金申請に必要な証明書をもらいます。

5 他に必要な書類を準備して、市町の保健センターで申請手続きをします。

6 審査後に保健センターから交付決定通知書が送られてきます。

7 請求書を保健センターに提出します。後日、補助金が指定口座に振り込まれます。



がん医療と生殖医療の 連携について

静岡県内では、①若年がん患者への妊孕性温存法に関する正しい情報提供、②がん治療医と生殖医療医の迅速な連携、③がんサバイバーの妊娠・出産のサポートの 3 つを目的として、がん医療機関、生殖医療機関、がん相談支援センター等が参加する「静岡がんと生殖医療ネットワーク (Shizuoka OncoFertility Network: SOFNET ソフネット)」がつくられています。

SOFNET では、ネットワーク会員相互の情報交換や学術集会および研究会の開催などを通じて、がん医療と生殖医療の連携を深めています。当院も SOFNET に参加し、生殖医療機関との情報交換、連携強化に努めています。

当院では、浜松医科大学附属病院、聖隷浜松病院、偲 IVF クリニック (静岡市) 等との連携実績があります。

妊孕性温存治療実施施設の情報は、小児がん相談室にお尋ねください。



地方独立行政法人静岡県立病院機構
静岡県立こども病院
〒420-8660
静岡県静岡市葵区漆山 860 番地
電話 054-247-6251 (代表)

若年がん患者^{にんようせい}妊孕性温存治療 支援事業のご案内



静岡県立こども病院
小児がん相談室